

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成27年5月27日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係               | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 3件 |
| 厚生年金保険関係               | 3件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500001号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500001号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B出張所(後に、C社に名称変更、現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和25年3月29日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

昭和25年3月29日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和25年3月29日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間②について、請求者のC社E出張所(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日を昭和25年4月1日、資格喪失年月日を同年10月1日に訂正し、同年4月から同年7月までの標準報酬月額を3,500円、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

昭和25年4月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和25年3月29日から同年4月1日まで  
② 昭和25年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和22年頃にA社に入社し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年2月25日から厚生年金保険に加入した。その後、出張所間の異動はあったものの退職するまで継続して勤務していたので、各請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①について、A社B出張所の事務担当者であったとする同僚の証言から、請求者が同社に継続して勤務し（昭和25年4月1日にA社B出張所からC社E出張所に異動）、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B出張所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における請求者の昭和25年2月の記録から2,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、C社E出張所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、請求者と同姓同名かつ同一の生年月日の者で、資格取得年月日が昭和25年4月1日と記載され、資格喪失年月日が記載されていない基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。また、当該記録の厚生年金保険被保険者記号番号は、請求期間②の前に請求者が勤務したA社B出張所において請求者に対して払い出され、既に請求者の基礎年金番号に統合されている記号番号と同じであることから、当該未統合の被保険者記録は請求者の被保険者記録であることが認められる。

一方、当該未統合記録は、前述のとおり資格喪失年月日の記載が確認できないところ、請求者はC社E出張所から同社F事務所には6人ぐらい一緒に転勤したと記憶しており、請求者が記憶する同僚3人は、請求者同日の昭和25年10月2日に同社F事務所における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、このうち2人は同社E出張所に係る被保険者資格を同年10月1日に喪失していることが確認できる。また、このほかに厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、当該同僚2人と同様の被保険者記録となっている者が3人確認できる。

このことから、請求者のC社E出張所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和25年10月1日であったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者のC社E出張所における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和25年4月1日、資格喪失年月日は同年10月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、C社E出張所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における請求者の記録から、昭和25年4月から同年7月までは3,500円、同年8月及び9月は4,500円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500035号  
厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500002号

## 第1 結論

昭和42年10月1日から昭和43年1月16日までの期間及び同年1月23日から同年8月20日までの請求期間については、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年10月1日から昭和43年1月16日まで  
② 昭和43年1月23日から同年8月20日まで

私は、A事業所に昭和42年10月1日から昭和43年8月20日まで継続して勤務したが、厚生年金保険の加入記録は同年1月16日から同年1月23日までとなっているので、請求期間①及び②を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②を含む昭和42年10月1日から昭和43年8月20日までA事業所に勤務したとしているところ、同事業所に係る請求者の雇用保険の加入記録は見当たらない上、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該期間に同事業所において厚生年金保険に加入している21人のうち所在が確認できた13人に照会し、回答があった7人のうち1人が請求者を覚えていたが、請求者の請求期間①及び②の勤務を特定するまでの証言は得られなかった。

また、A事業所に係るオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、同事業所は、昭和47年5月にB社として法人登記し、平成8年6月に解散している上、請求期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、請求者のA事業所における勤務期間及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

請求期間①について、上記照会に回答があった同僚の3人は、A事業所では入社

後に見習期間が3か月ぐらいあり、当該期間は厚生年金保険に加入させられなかった旨証言していることから、同事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、厚生年金保険記号番号払出簿によると、請求者にA事業所において同記号番号が払い出されたのは昭和43年1月29日であり、被保険者資格取得年月日は同年1月16日と記載されている上、前述の原票に記載されている被保険者資格取得年月日も同年1月16日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

請求期間②について、前述の原票によると、請求者のA事業所における被保険者資格喪失年月日は昭和43年1月23日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500016号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500003号

## 第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者の船舶所有者Bにおける船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正9年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和22年4月16日から同年11月5日まで  
② 昭和23年2月3日から昭和25年11月1日まで

請求期間①について、船員手帳に請求期間①に係る雇入、雇止の記載があり、その期間はA氏が所有するC丸に乗船し、漁に従事していたので、請求期間①について船員保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、船員手帳に請求期間②に係る雇入の記載があり、B氏が所有するD丸に乗船したことが記載されている。

船員手帳には雇止に係る記載は無いが、子供が亡くなった昭和25年\*月\*日まで乗船し、漁に従事していたと思うので、請求期間②について船員保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が所持する船員手帳によると、訂正請求記録の対象者は、当該期間において船舶所有者AからC丸の甲板員として雇い入れられている

ことが確認できる。

しかしながら、事業所記号払出簿によると、上記の船舶所有者が船員保険適用船舶所有者となったのは昭和28年10月21日であり、それ以前に船員保険の適用船舶所有者となった形跡は見当たらない。

また、上記の船舶所有者の所在が確認できないことから、請求期間①における船員保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る船員保険被保険者台帳によると、訂正請求記録の対象者は、昭和28年4月7日に初めて船員保険の被保険者資格を取得しており、それ以前に訂正請求記録の対象者が船員保険の被保険者となっている記載は無い。

請求期間②について、請求者が所持する船員手帳によると、訂正請求記録の対象者は、昭和23年2月3日に船舶所有者BからD丸の甲板員として雇い入れられていることが確認できる上、事業所記号払出簿、当該船舶所有者に係る船舶所有者別被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿によると、当該船舶所有者は、昭和24年1月1日に適用船舶所有者となっており、請求期間②のうち同年1月1日から昭和25年11月1日までの期間については適用船舶所有者であることが認められる。

しかしながら、請求者が所持する船員手帳には上記船舶所有者における雇止の記載が無い上、当該船舶所有者の所在が確認できないことから、訂正請求記録の対象者の勤務実態を確認できない。

また、上記船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿を確認しても、昭和24年1月1日から昭和25年11月1日までの期間に船員保険の被保険者資格を取得した38名の中に訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらない。

さらに、上記38名のうち所在が確認できた5名に訂正請求記録の対象者の勤務実態等について照会したところ、全員から回答があり、うち1名は、「私は、D丸には昭和23年9月頃から昭和24年1月まで甲板員として乗船した。また、D丸には15名ぐらい乗船していたが、訂正請求記録の対象者を知らない。」旨回答しており、残る4名は、いずれもD丸には乗船していないと回答していることから、訂正請求記録の対象者の勤務実態を確認できない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認する目的で設けている労働契約の公認制度であり、請求期間当時における船員手帳の記載と船員保険の手続は一体のものではないことから、船員手帳の乗船記録と船員保険被保険者の記録が必ずしも一致するものではない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が船員保険の被保険者として請求期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 東北(受)第1500036号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500004号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年3月30日から同年4月1日まで

昭和46年9月1日から昭和48年3月31日までA社(現在は、B社)に勤務していたが、国の記録では同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和48年3月30日となっている。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間当時、A社において社会保険事務担当者であった者は、「請求者は、昭和48年3月31日まで勤務し、同年3月20日に支給した3月分の給与から厚生年金保険料を控除した。」旨陳述している。

しかしながら、B社が提出した「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の記載内容によれば、A社における社会保険料は翌月控除方式であったと認められ、請求者に対して昭和48年3月20日に支給した給与から控除された厚生年金保険料は、同年2月分であることが確認できる上、B社は、当該給与から同年3月分の厚生年金保険料を控除していないと推察される旨回答している。

また、B社が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、請求者の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は、昭和48年3月30日と記載されている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における請求者の被保険者資格喪失年月日も同年3月30日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。